

## 審 査 メ モ

### 1 全国消費実態調査及び家計調査の変更

平成31年度に実施する全国消費実態調査については、資産項目・年間収入の精度向上と、報告者・実査機関における負担軽減というトレードオフの関係にある課題解決を図ることを目的として、「報告を求める者（以下「報告者」という。）の数」「報告を求める事項（以下「調査事項」という。）」「報告を求める方法（以下「調査方法」という。）」「報告を求める期間（以下「調査時期」という。）」及び「集計事項」などの調査計画全般を、以下のとおり変更して実施する計画である。

また、この変更に合わせて、家計調査の一部調査事項についても、変更して実施する計画である。

#### (1) 全国消費実態調査

- ア 調査体系 ⇒ 「基本調査」及び「簡易調査」を中心とした再編等
- イ 報告者数(標本設計) ⇒ 単身世帯を中心とした標本規模の拡大
- ウ 調査事項 ⇒ 調査事項の新設・変更、耐久財等調査票の廃止等
- エ 調査方法 ⇒ オンライン家計簿の導入、簡易調査における郵送・オンライン回収の導入
- オ 調査時期 ⇒ 家計簿について、二人以上の世帯の記入期間を3か月から2か月に短縮
- カ 集計事項・公表の期日 ⇒ 家計調査結果等の活用

#### (2) 家計調査 ⇒ 全国消費実態調査の変更に伴い調査事項の一部を変更

#### (1) 全国消費実態調査

##### ア 調査目的の変更・調査体系の再編

- ① 調査の目的を、統計法施行令別表の記載に合わせて修正
- ② 本調査の「甲調査」を、「基本調査」と「簡易調査」に分割・再編
- ③ 本調査の「乙調査」を、「個人収支状況調査」に変更し、家計簿調査を廃止
- ④ 家計調査のデータを全国消費実態調査に活用するため、「家計調査世帯特別調査」を新設

#### (審査状況)

(ア) 全国消費実態調査（以下「本調査」という。）については、資産項目・年間収入や、単身世帯の精度向上等が求められる一方で、報告者や実査を担う地方公共団体・調査員の負担軽減への対応も急務とされている。

(イ) この課題解決を図るため、前回調査において、4種類の調査票により調査を実施した甲調査については、表1-1のとおり、3種類の調査票による「基本調査」と、2種類の調査票による「簡易調査」に再編した上で、実施するとともに、調査世帯の記

入負担を軽減するため、耐久財等調査票の廃止を計画している。

表 1-1 甲調査の見直し

調査票名	現行	変更（案）	
	甲調査	基本調査	簡易調査
家計簿	○ (家計簿 A、家計簿 B)	○ (家計簿(10月分・11月分))	-
世帯票	○	○	○
耐久財等調査票	○	-	-
年収・貯蓄等調査票	○	○	○

また、乙調査についても、表 1-2 のとおり、家計簿調査を廃止し、個人収支状況調査を見直した上で、実施することを計画している。

表 1-2 乙調査の見直し

調査票名	現行	変更（案）
	乙調査	個人収支状況調査
家計簿	○ (家計簿 C)	-
個人収支簿	○	○

(ウ) さらに、同時期に実施する家計調査（総務省が所管する基幹統計調査）の家計簿等のデータを本調査に活用するため、家計調査では把握していない世帯や収入等に関する本調査の調査事項について、「家計調査世帯特別調査」を新設し、家計調査の調査対象世帯の一部を対象に調査を実施することを計画している。

(エ) これらの再編・見直しは、本調査の課題解決に向けた対応であり、おおむね適切と考えられるものの、本調査を取り巻く社会経済情勢・利用者ニーズの変化、今回の調査体系の再編・見直しによる効果や、見直しの方針等について、確認・整理する必要がある。

なお、調査体系の再編・見直しに伴う、具体的な調査事項や調査方法の変更については、別途、確認することとしたい。

(論点)

- a 本調査を取り巻く社会経済情勢・利用者ニーズの変化や、本調査のこれまでの実施状況からみて、どのような課題解決が必要となっているのか。
- b 基本調査と簡易調査との再編や、個人収支状況調査への見直し、家計調査世帯特別調査の創設など、今回の体系的整理はどのような方針に基づいて計画されたのか。また、今回の再編・見直しによる効果をどのように考えているのか。
- c 今回の調査体系の再編・見直しは、課題解決に十分対応したものとなっているか。更なる改善の余地はないか。

## イ 報告者数及び選定方法の見直し

- ① 再編後の甲調査の報告者数については、従来の約 56,400 世帯から、「基本調査」は約 40,000 世帯（うち単身世帯：約 6,700 世帯）、「簡易調査」は約 44,000 世帯（うち単身世帯：約 7,300 世帯）とし、合わせて約 84,000 世帯に拡大する計画
- ② この拡大に向け、基本的な標本設計は維持しつつ、1 調査単位区から選定する単身世帯と二人以上世帯の配分を見直して、単身世帯を 2 世帯、二人以上の世帯を 10 世帯、それぞれ選定
- ③ また、現行の乙調査（変更後は「個人収支状況調査」）の報告者数を、約 700 世帯から約 900 世帯に拡大
- ④ さらに、新設する「家計調査世帯特別調査」の報告者数を約 6,000 世帯（家計調査の報告者数約 9,000 世帯の一部）と設定

### （審査状況）

（ア）甲調査（変更後は「基本調査」及び「簡易調査」）については、表 2-1 のとおり、また、乙調査（変更後は「個人収支状況調査」）については、表 2-2 のとおり、それぞれ報告者数等を見直した上で、実施することを計画している。

表 2-1 甲調査の報告者数等の見直し

項目	現行	変更(案)	
報告者数	約 56,400 世帯 ・二人以上世帯：約 51,700 世帯 ・単身世帯：約 4,700 世帯	基本調査	約 40,000 世帯 二人以上世帯：約 33,300 世帯 単身世帯：約 6,700 世帯
		簡易調査	約 44,000 世帯 二人以上世帯：約 36,400 世帯 単身世帯：約 7,300 世帯
選定方法	国勢調査の調査区を基に抽出した調査単位区から以下のとおり選定 ・単身世帯：1 世帯 ・二人以上世帯：11 世帯	国勢調査の調査区を基に抽出した調査単位区から以下のとおり選定 ・単身世帯：2 世帯 ・二人以上世帯：10 世帯	

表 2-2 乙調査の報告者数の見直し

項目	現行	変更(案)
報告者数	約 700 世帯	約 900 世帯
選定方法	二人以上世帯のみ。 家計調査の調査対象世帯の一部を対象	変更なし

（イ）さらに、今回、新設する「家計調査世帯特別調査」においては、家計調査の調査対象世帯の一部である約 6,000 世帯（二人以上世帯が約 5,400 世帯、単身世帯が約 500 世帯）を対象に、実施することを計画している。

（ウ）これらの見直しについては、総世帯・単身世帯を中心に、調査対象世帯数を拡大す

ることにより、本調査の結果精度向上を図るものであり、おおむね適切と考えられるが、選定方法の妥当性、見直し等による結果精度の向上効果や、実査機関における負担の抑制措置等について、確認・整理する必要がある。

(論点)

a 甲調査の見直し

- (a) 基本調査と簡易調査の報告者数（基本調査：約40,000世帯、簡易調査：約44,000世帯）は、具体的にどのような標本設計に基づいて算定されているのか。また、家計調査の標本設計とは、どのような差異があるのか。
- (b) 調査対象となる調査単位区は、具体的にどの程度の数が選定されることになるのか。また、調査単位区ごとに基本調査の対象か、簡易調査の対象かを区分して抽出する計画であるが、結果の偏りの抑制や都道府県別の精度向上に向け、どのような配慮を行うのか。
- (c) この見直しにより、どのような効果を想定しているのか。また、実査機関における負担の抑制方策として、どのような措置を講じる計画か。

b 乙調査の見直しと家計調査世帯特別調査の新設

- (a) 乙調査を見直した個人収支状況調査の報告者数（約900世帯）と、家計調査世帯特別調査の報告者数（約6,000世帯）は、具体的にどのような標本設計に基づいて算定しているのか。
- (b) 個人収支状況調査及び家計調査世帯特別調査は、家計調査の調査対象世帯（約9,000世帯）から、報告者を選定することを計画しているが、具体的にどのような方法で調査対象世帯を選定するのか。また、家計調査の結果に影響を及ぼさないよう、どのような措置を講じることとしているのか。
- (c) この見直しにより、どのような効果を想定しているのか。また、実査機関における負担の抑制方策として、どのような措置を講じる計画か。

## ウ 調査事項の変更

### (ア) 基本調査及び簡易調査における調査事項の見直し

基本調査及び簡易調査の調査票については、報告者負担の軽減や社会情勢の変化等を踏まえ、各調査票における調査事項を、以下のとおり見直し

① 家計簿

報告者負担の軽減を図るとともに、非標本誤差の是正・改善等を行なうため、可能な限り、調査票・調査事項を簡素化

② 世帯票

報告者負担の軽減を図りつつ、社会情勢の変化や利用者ニーズ等に対応して調査事項を追加・削除

③ 年収・貯蓄等調査票

報告者の忌避感にも配慮しつつ、OECDの定義も踏まえ、調査事項を変更

### (審査状況)

甲調査変更後の「基本調査」及び「簡易調査」において使用する調査票（「家計簿」、「世帯票」及び「年収・貯蓄等調査票」）については、別表3-1から3-3のとおり、調査事項の見直しを行った上で、実施することを計画している。

これらの見直しについては、報告者負担の軽減を勘案しつつ、社会経済情勢の変化や利用者ニーズ等に対応するものであり、おおむね適当と考えるものの、見直しの背景事情や、その効果等について確認・整理する必要がある。

### (論点)

#### a 全体

本調査については、前回答申時における「今後の課題」として、社会の変容に伴う多様な要請に柔軟に対応し得るよう、引き続き、より適切な調査の在り方等について検討するよう、求められている。これを踏まえ、今回の調査事項の見直しについては、どのような方針・観点に基づき検討されたのか。

#### b 家計簿

(a) 前回調査では、家計簿AからCの3種類の様式により把握していたが、これと今回の変更に伴う家計簿10月分・11月分の内容にはどのような差異があるのか。また、今回の様式・調査事項の変更により、①前回調査時と比べ、報告者の記入負担や調査員等の審査事務はどの程度軽減されるのか、②時系列比較・分析に支障は生じないか。

(b) 今回、「日々の収入と支出」について、調査事項を再編した上で、1日2ページ（見開き）のレイアウトに変更する計画であるが、その具体的な理由・効果は何か。

(c) 今回の変更内容は、本調査における他の調査票（世帯票、年収・貯蓄等調査

票)や家計調査で使用している家計簿とも整合性は図られているか。

### **c 世帯票**

- (a) 今回、「ふだんの1週間の就業時間」や「世帯員の学歴」、「住宅ローン」等の項目を新たに把握しているが、これらの見直しの具体的な理由・効果や、想定される利活用目的は何か。
- (b) 今回、廃止する「育児休業の取得の有無」や「介護をしている状況」等については、どのような目的で調査事項としていたものか。また、施策への利用がなかったことを主な廃止理由としているが、e-Statの利用件数や二次利用の申請件数なども低調となっていたのか。
- (c) 今回、変更する「単身世帯の形態」、「住居の延べ床面積」等については、どのような理由から見直しを行なうのか。また、変更により、どのような効果や支障が生じるのか。

### **d 年収・貯蓄等調査票**

- (a) 今回、変更する「年間収入」、「仕送り金」や、「貯蓄現在高」における投資信託の特掲等については、どのような理由から見直しを行うのか。また変更により、どのような効果や支障が生じるのか。
- (b) 「貯蓄等現在高」においては、「ゆうちょ銀行」と「その他の銀行」を統合することを計画しているが、その理由は何か。多くの人は、ゆうちょ銀行と他の銀行とは異なるという認識を持っていると考えられることから、従来どおり、分けて把握する必要はないか。

(イ) 新設される家計調査世帯特別調査の調査事項

家計調査のデータを全国消費実態調査の集計に活用するため、「家計調査世帯特別調査」を新設するとともに、家計調査の調査事項との整合性を確保

(審査状況)

上記ア及びイのとおり、本調査の甲調査については、基本調査と簡易調査に分割・再編し、家計簿調査の報告者数を、約56,400世帯から約40,000世帯に縮減するため、本調査と同じ時期に実施している家計調査の結果を、本調査の集計に活用することを計画している。

しかしながら、本調査と家計調査の調査事項には、一部差異があることから、「家計調査世帯特別調査」を新設し、家計調査の調査対象世帯の一部を対象に、表4の調査事項を把握することを計画している。

表4 家計調査世帯特別調査の調査事項

調査事項		備考
I 世帯員に関する事項について (世帯主・世帯主の配偶者)	「(1)就業・非就業の別」 「(2)ふだんの1週間の就業時間」 「(3)就学状況(在学中、卒業、その他の別、学歴、専門学校の修了年限等)」 「(4)要介護・要支援認定の状況」(世帯の状況について記入)	
II 現在住んでいる住居以外の住宅及び土地について 「(1)現住居以外の住宅をあなた又はあなたの家族名義で所有していますか(法人名義は除きます)」 「(2)現居住地以外の土地(住宅用)をあなた又はあなたの家族名義で所有していますか(法人名義は除きます)」	所有の有無、建築時期(5区分)、住宅の構造(4区分)、住宅の延べ床面積  所有の有無、所在地(都道府県、市郡等、区町村)、敷地面積	
III 年間収入について	世帯主(収入の有無・金額) 他の世帯員(収入の有無・金額)(二人以上世帯のみ) 収入の種類 (1)家賃・地代の年間収入、(2)社会保障給付金(公的年金・恩給以外)、(3)企業年金受取金、(4)個人年金受取金、(5)利子・配当金	
IV 仕送り金について	(1)親族などから仕送りをしてもらった額 (2)親族などに仕送りをした額	
V 貯蓄現在高について	(1)銀行(ゆうちょ銀行を含めます) 信用金庫・信用組合 農業協同組合、労働金庫などの金融機関(定期預金・定期積金 定額・定期・積立貯金、普通・当座預金 通常貯金 その他の預貯金)、(2)生命保険 損害保険 簡易保険(保険商品・年間商品)、(3)貸付信託	単身世帯のみ

	金銭信託（額面）、(4)株式（時価）、(5) 債券（額面）、(6)投資信託（時価）、(7) その他（社内預金など）、(8) 合計、(9) 上記(8)のうち年金制度が組み込まれている貯蓄	
VI借入金残高について	(1)月賦・年賦の未払残高、(2)住宅の購入・建築・増改築 土地の購入のための借入金残高、3)その他の借入金残高	

これらについては、結果精度の確保という観点から、おおむね適当と考えるが、家計調査の報告者における調査事項の追加による影響や、本調査の集計に活用するに当たって、必要かつ最低限のものとなっているか等について、確認する必要がある。

#### (論点)

- a 記入の負担感を軽減するため、家計調査世帯特別調査の対象となる報告者（家計調査の調査対象世帯の一部）に対して、どのような措置を講じる計画か。
- b 家計調査世帯特別調査の調査事項については、家計調査の結果を本調査の集計に活用する上で、必要最低限のものとなっているか、簡素化を図る余地はないか。
- c 結果精度の確保や集計結果の分析等に必要な調査事項であれば、今後、家計調査自体の調査票を変更し、継続的に把握する必要はないか。

## (ウ) 耐久財等調査票等の廃止

- 現行の全国消費実態調査のうち、甲調査の「耐久財等調査票」及び乙調査の「家計簿C」を廃止

### (審査状況)

本調査の「耐久財等調査票」及び「家計簿C」については、報告者負担の軽減や行政上の利活用が低下したこと等を理由として、廃止する計画である。

これについては、報告者負担の軽減という観点から、おおむね適切と考えるが、廃止を行うことによる支障の有無等について、確認する必要がある。

### (論点)

- a 「耐久財等調査票」及び「家計簿C」は、どのような目的で導入されたものか。また、その結果は、どのように推移しているか（過去3回分）。
- b 今回の廃止理由としては、結果利用が低調となっていることをあげているが、低調となった要因を分析しているか。分析している場合、どのような要因で低調となっているのか。また、前回調査の事後報告会等において、地方公共団体や調査員等から、両調査票についてどのような意見等が報告されているのか。
- c 「耐久財等調査票」を廃止した場合、他の調査結果等で代替することは可能か。廃止した場合、どのような支障があるか。

## エ 調査方法の変更

- ① 「基本調査」及び「簡易調査」について、レシート読取機能を実装したオンライン家計簿を導入。併せて、「簡易調査」については、郵送・オンラインによる回収も実施
- ② 「家計調査世帯特別調査」は、都道府県経由の調査員調査により実施。

### (審査状況)

本調査の調査方法について、表5のとおり、変更する計画である。

表5 全国消費実態調査の調査方法

現行		変更(案)	
区分	調査票	区分	調査票
甲調査	調査員調査、オンライン調査 ・エクセル形式による家計簿を導入	基本調査	調査員調査、オンライン調査 ・レシート読取機能を実装したオンライン家計簿を導入
		簡易調査	調査員調査、郵送調査、オンライン調査
	-	家計調査世帯特別調査	調査員調査
乙調査	調査員調査	個人収支状況調査	調査員調査

これらについては、報告者の負担軽減に資するものであり、おおむね適切と考えられるが、郵送・オンライン回収の拡充や改善の余地等について、確認する必要がある。

### (論点)

- a オンライン家計簿の内容は、先行して導入している家計調査と同様か。また、家計調査においては、どの程度オンライン家計簿が活用されているのか。また、本調査に導入する予定のオンライン家計簿は、本調査が大規模調査という特性を踏まえた場合、家計調査で導入したものと比べて、改善・見直し等は図られているのか。図られている場合、どのような改善・見直し等であるのか。
- b 簡易調査において郵送・オンライン回収を導入する目的は何か。家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査についても、郵送・オンライン回収を導入する余地はないのか。
- c 家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査については、家計調査に上乗せし、特別調査として実施することにより、どのような業務の効率化が図られるのか。
- d オンライン家計簿の導入等、今回の調査方法の見直しに関連して、地方公共団体とどのような連携を図ったのか、また、図る計画か。(前回答申時の今後の課題への対応関連)

## オ 調査時期の変更

- 基本調査における家計簿の記入期間（二人以上の世帯）を、現行の3か月から、単身世帯と同様、2か月に短縮
- 年収・貯蓄等調査票の調査時点を11月末日から10月末日に変更等

### （審査状況）

全国消費実態調査の調査時期について、表6のとおり、変更することを計画している。

表6 全国消費実態調査の調査時期

現行		変更(案)	
区分	調査時期	区分	調査時期
甲調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計簿：（二人以上の世帯）9月、10月及び11月の3か月間（単身世帯）10月及び11月の2か月間</li> <li>・年収・貯蓄等調査票：11月末日</li> <li>・世帯票：（二人以上世帯）9月1日現在（単身世帯）10月1日現在</li> <li>・耐久財等調査票：10月末日現在</li> </ul>	基本調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計簿：10月及び11月の2か月間</li> <li>・年収・貯蓄等調査票：10月末日</li> <li>・世帯票：10月1日現在</li> </ul>
		簡易調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年収・貯蓄等調査票：10月末日</li> <li>・世帯票：10月末日現在</li> </ul>
	-	家計調査世帯特別調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月末日現在</li> </ul>
乙調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計簿、個人収支簿：9月、10月及び11月のうち1か月間</li> </ul>	個人収支状況調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人収支簿：10月及び11月のうち1か月間</li> </ul>

これについては、報告者負担の軽減の観点から、おおむね適当と考えられるが、調査期間を短縮する等による結果利用への影響等について、確認する必要がある。

### （論点）

- a 各調査における調査票の配布・回収は、具体的にどのような期日で実施されるのか。これは、報告者の記入負担や結果の利活用時期にも配慮されたものとなっているか。
- b 家計簿の記入期間を3か月から2か月に短縮することにより、報告者の負担や実査機関において、どの程度の効率化が図られるのか。また、どのような効果があるのか。
- c 記入期間の短縮等により、結果精度や結果利用等への影響は生じないか。時系列比較のための措置として、過去の調査結果を同期間（10・11月の2か月分）遡及集計し、その結果を提供するのか。

## カ 集計事項の変更・公表の期日の変更

- ① 調査事項の変更に伴い、集計事項を見直し
- ② 全国消費実態調査の調査結果の集計に際し、家計調査や全国単身世帯収支実態調査（一般統計調査（民間調査機関によるモニター調査））の結果も集計用データとして活用
- ③ 調査結果のうち、家計収支に関する集計結果（一部除く）については、2020年11月までに公表し、その他の集計結果は、2021年以降に順次公表。

### （審査状況）

本調査の集計事項については、調査体系や調査事項の見直しを踏まえ、見直すことを計画している。

また、この集計に当たっては、本調査の結果に加えて、①同月に実施する家計調査の結果、②単身世帯を対象に、全国消費実態調査と同様の調査事項で調査を行う全国単身世帯収支実態調査（一般統計調査）の結果も活用することを計画している。

さらに、この結果の公表については、前回調査の公表から1か月前倒しして開始し、以降順次実施することを計画している。

これらについては、調査結果精度の安定性に資するものであり、おおむね適切と考えるが、異なる統計調査の結果を用いることから、その集計手法やそれぞれの調査結果の位置づけ等について確認する必要がある。

### （論点）

- a 家計簿調査については、報告者数の縮減や、調査期間の短縮等に伴う結果精度を維持するため、過去の結果との間に断層が生じた場合の集計方法の工夫など、どのような対応策を計画しているのか。また、一般統計調査として実施される全国単身世帯収支実態調査の概要や結果は、どのようになっているか。
- b 家計調査及び全国単身世帯収支実態調査の調査結果を活用するに当たって、具体的にどのような加工集計等を行なう計画か。
- c 申請されている本調査の調査計画では、家計調査等の結果を活用した集計事項についての記載は特にないが、家計調査等の結果を活用した集計結果については、全国消費実態調査の特別集計として公表することになるのか。それとも全国消費実態調査の本系列の1つとして公表するのか。また、利用者にどのような方法で情報提供を行なう計画か。
- d 年収・貯蓄等調査票については、租税について調査していないため、集計結果として、年間可処分所得などは提供されていないが、推計により、年間可処分所得を算出・提供する余地はないか。そのほか、集計の充実を図る余地があるものはないか。

## (2) 家計調査

① 家計簿 本調査との整合性や報告者負担の軽減を図るため、「口座自動振替による支払」を簡素化
② 貯蓄等調査票 本調査との整合性を図るため、「貯蓄現在高」及び「借入金」に関する金融機関の選択肢を段階的に見直し
③ 世帯票 改元に伴い、建築時期の元号を変更

### (審査状況)

本調査の変更に伴い、家計調査の調査事項についても、表7のとおり、調査事項の一部を見直した上で、実施することを計画している。

表7 家計調査の調査事項の見直し

調査票	変更事項
家計簿（二人以上の世帯用） 家計簿（単身世帯用）	<u>「I 口座自動振替による支払」</u> ・「27 クレジットカード払いの返済」を新設、「2 うち深夜電力」を削除 ・「IVクレジット・電子マネーなど現金以外による購入」の一括払いと分割払いの欄を削除
貯蓄等調査票	<u>「1 貯蓄現在高について」</u> ・「(1) ゆうちょ銀行 郵便貯金・簡易生命保険管理機構（旧日本郵政公社）」と「(2) 銀行 信用金庫・信用組合 農業協同組合・労働金庫などの金融機関」を統合（一部機関の名称変更に伴う変更も実施） ・「(4) 株式・株式投資信託（時価）」、「(5) 貸付信託・金銭信託（時価）」、「(6) 債権（額面）・公社債投資信託（時価）」を「(3) 貸付信託 金銭信託（額面）」、「(4) 株式（時価）」、「(5) 債券（額面）」、「(6) 投資信託（時価）」に再編 ・上記変更の実施に際し、経過措置を実施 <u>「2 借入金について」</u> ・一部機関の名称変更等に伴う調査項目名の見直し
世帯票	<u>「20 建築時期」</u> ・改元に伴う見直し

また、貯蓄等調査票については、家計調査における年次集計を勘案し、表8のとおり、段階的に調査事項の変更を行うことを計画している。

表8 家計調査の貯蓄等調査票の段階的見直し

調査時点	変更内容
2019年4月調査	一部の独立行政法人（ゆうちょ銀行関連）の名称を変更
2019年8月調査	新旧の調査事項への結果の組替が可能となるよう経過措置版調査票（「投資信託」欄の追加）を使用
2021年3月調査	新調査票（ゆうちょ銀行関連を銀行等に統合）に移行

これらについては、本調査の結果精度向上等を図るものであり、おおむね適当と考えるが、家計調査における変更の妥当性、特に、貯蓄等調査票で実施される経過措置の内容等について、確認する必要がある。

(論点)

- a 家計調査における調査事項の変更内容は、本調査の調査事項の変更と、整合性が図られたものとなっているか。
- b 貯蓄等調査票については、段階的に調査事項を変更することとしているが、どの時期にどの調査票を使用することになるのか。また、その理由は何か。
- c 今回の変更に伴い、結果利用等に影響は生じないか。また、利用者に対して、どのように周知する計画か。

### (3) 家計に関する調査の体系的整備の観点からの位置付け・役割分担

本調査及び家計調査における調査計画の見直しは、①家計の収入、貯蓄面の把握に重点をおいた調査となる計画であること、②家計調査等の結果を活用することにより、調査事項の整合性や結果精度の向上を図ることを計画しているものであり、家計に関する調査の体系にも影響

#### (審査状況)

- ア 全国消費実態統計は、「世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすること」を目的とする基幹統計、家計統計は、「国民生活における家計の収支の実態を毎月明らかにすること」を目的とした基幹統計として指定されている。
- イ また、本調査は、今回の申請に伴い、調査の目的を「世帯の所得分布及び消費の水準、構造等を全国的及び地域別に明らかにすること」に変更するとともに、報告者負担の抑制にも留意しつつ、資産項目や年間収入の精度向上を図るため、家計調査の調査事項との整合性を高め、そのデータを活用するなど、調査計画の抜本的な見直しを計画している。
- ウ このため、全国消費実態統計と家計統計については、家計に関する体系的な整備の観点から、基幹統計としての位置付け・役割分担や、その基幹統計の作成に必要な基幹統計調査及び一般統計調査の関係を、改めて整理する必要がある。さらに、本調査については、その調査目的からみて、基幹統計調査としての名称についても、検討する必要がある。

#### (論点)

- a 家計に関する調査の体系的整備の観点から、今回の調査計画の見直しを踏まえ、両基幹統計としての位置付け・役割分担や、両基幹統計の作成に必要な基幹統計調査及び一般統計調査の関係をどのように整理すべきか。
- b 上記 a の整理を踏まえ、本調査における基幹統計調査の名称・目的等について、見直す必要はないか。
- c また、家計調査や全国単身世帯収支実態調査（一般統計調査（民間調査機関によるモニター調査））の結果を、本調査の集計に活用するに当たっては、全国消費実態統計の指定内容や、本調査の計画にどのように位置づけるべきか。

## 2 統計委員会諮問第 61 号の答申（平成 25 年 12 月 13 日付け府統委第 176 号）における「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計委員会の諮問第 61 号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

### (1) 実査の円滑化に向けた地方公共団体との一層の連携

本調査において、オンラインによる回答方式を全調査単位区に拡大して実施することについては、地方公共団体から、紙媒体の調査票を調査員に提出する方法と、電子調査票によりオンラインで回答する方法とを調査票ごとに自由に選択できる方式は、報告者にとっては回答がし易くなるという利便性が高まる一方で、統計調査員にとっては調査票の提出有無の確認など負担も想定されるという懸念が示されている。

したがって、総務省は、実査の円滑化に向け、地方公共団体との連携をより一層図る必要がある。

### (2) 適切な調査の在り方等の検討

本調査は、家計を各種世帯属性との関係から把握・分析する役割を有しており、個別の政策テーマを検討する際の基本データを作成することのできる、統計としての有用性の高い貴重な調査データの一つである。

今回の本調査における変更事項は、少子高齢化や大規模な自然災害など社会・経済状況の変化に対応し、所得、消費及び資産との関係を一層精緻に捉えるための取組の一環として位置付けることができる。家計の把握という本調査の本来的役割の重要性に加え、社会の変容を反映した変更事項の必要性に鑑み、今回の変更を着実に実現することが重要であると考えられる。

特に、今回の変更事項のうち介護及び育児等は、現在のみならず今後の社会経済情勢において家計に影響を及ぼし得る重要な事象であり、把握することは妥当であることから、よりの確な状況把握を可能にするよう今後も継続して検討していくべき事項と考えられる。

したがって、総務省は、本調査の本来的役割を維持しつつ、育児、介護の例でも観察されるように将来的に発生するであろう社会の変容に伴う多様な要請に柔軟に対応し得るよう、次回調査においても引き続き、より適切な調査の在り方等について検討する必要がある。

### (審査状況)

上記の課題については、それぞれ今回の調査計画の変更に係る審議の中で確認することとしたい。

- 「実査の円滑化に向けた地方公共団体との一層の連携」 → 「1 (1) エ 調査方法の変更」の中で確認
- 「適切な調査の在り方等の検討」 → 「1 (1) ウ 調査事項の変更」の中で確認

## 〔変更理由〕

- 1 調査世帯の記入負担の軽減のため（記入の忌避感の軽減、簡素化等を含む。）
- 2 記入誤り、記入漏れを防ぐため
- 3 家計収支や保有資産との関係性など、詳細に分析することを可能とするため
- 4 OECDからのデータ提供依頼やOECDの定義（集計区分等）と合わせるため
- 5 行政上の施策等への利用がないため
- 6 その他（他の統計調査（国勢調査等）の調査事項と合わせる、前回調査の情報量の確保等）

表3-1 調査事項の見直し（家計簿）

現行	変更（案）	変更理由
表紙	表紙	
「世帯の別」、「世帯区分」欄	削除	2、6
<b>I 口座自動振替による支払</b>	<b>I 自動引落としによる支払</b>	
「カード払い 掛買い 月賦」	「クレジット 掛買い・月賦」に変更し、破線の○印を追加	2、6
「今月の支払額（円）」	「今月の支払い分 金額（円）」に変更	6
「NHK放送受信料」	「NHK放送受信料金」に変更	6
「携帯電話料金 うち 他社代行請求分」	「携帯電話料金 うち 携帯電話事業者による代行徴収分」に変更し、「有料コンテンツ利用料」と「有料コンテンツ利用料以外の買い物代等」に分割	1、6
「ケーブルテレビ受信料」の「インターネット接続料を含む」及び「インターネット接続料を含まない」	「ケーブルテレビ等受信料」に変更し、「インターネット接続料」、「固定電話代」、「携帯電話代」、「その他（）」が含まれるかどうかのチェック欄を新設	2、6
「新聞代」の「一般的な中央・地方新聞（英字 スポーツ紙を含む）」及び「業界紙など」	「新聞代」の「一般的な商業新聞（英字、地方、スポーツ紙を含む）」及び「その他」に変更等	6
「その他の受信料」	廃止	6
「保育所の保育料」、「幼稚園の保育料」	「保育所・幼稚園の保育料」に統合	1、6
「国民年金掛金」	「国民年金保険料」に変更	6
「国民健康保険」、「個人住民税」、「固定資産税・都市計画税」	廃止	1、2
「（ ）保険料（積立・掛け捨て）」	記入欄を1つから3つに増設	2、6
-	1ページ目に合計欄を追加	2、6
-	「クレジットカード払いの返済」を新設	2
<b>II</b>	<b>II 口座への入金（給与・年金等）</b>	
-	口座への入金について、「世帯主」、「世帯主の配偶者用」、「他の世帯員」に分けて新たに把握	1、2
<b>II 現物（現物支給、もらい物・もてなし、自家産、自分の店の商品）</b>	<b>III 日々の収入と支出</b>	
<b>III 現金収入又は現金支出</b>		
<b>IV クレジットカード、掛買い、月賦、電子マネーによる購入</b>		
	●支出「① 品名及び支払方法」 ・支払方法を「現金」、「クレジット・掛買い・月賦」等から選択するよう、見直し ・「クレジット掛買い月賦」の「一括払い」と「分替払い」を統合 ・「電子マネー」を「電子マネー プリペイド（前払い）」と変更し「電子マネー ポストペイ（後払い）」を新設 ・「自分の店の商品（家計用）」と「自分の店の商品（贈答用）」を「自分の店の商品」に統合 ・「現物支給」、「もらい物・もてなし」、「自家産」欄を廃止	1、2
	●支出「②金額及び用途」 ・「自家用以外（贈答・来客用、仕送りなど）」欄に該当する品目について「○」を付ける方式に変更	1
	●支出「③ 購入先・購入地域」（11月分のみ） ・項目の並び順を見直し	2

表3-2 調査事項の見直し（世帯票）

現行	変更（案）	変更理由
二	I 世帯の人数について	
-	「世帯の人数」欄を新設	2
I 全世帯員に共通する事項について	II 全世帯員に共通する事項について	
「(1)氏名, 男女の別及び続き柄」の「世帯員氏名」	世帯員を「1人目」、「2人目」、「3人目」、「4人目」と区別する形式に変更し、「世帯員氏名」欄は廃止	1
「(5)育児休業の取得の有無」	廃止	1、5
-	「(5)ふだんの1週間の就業時間」を新設	3
「(10)学校の種別」	・「(6)就学状況」として全世帯員の就学状況を調査する項目に変更し、「在学中」、「卒業」、「未就学・その他」の選択肢を追加 ・選択肢を変更・再編（「小学・中学」に統合等） ・「専門学校」について、修業年限を調査する項目を追加 ・「未就学・その他」を選択した場合の選択肢として「保育園・保育所」、「幼稚園」、「その他（乳児など）」を新設	2、3、4、6
「(11)国公立・私立の別」	廃止	1、5
「(12)各種学校・塾など」	廃止	1、5
「(6)名称」及び「(7)事業の内容」	廃止	1、5
「(8)本人のしている仕事の内容」	「(7)仕事の種類」に変更し、世帯主の仕事のみを捉えるように変更	1、5
「(9)勤め先の企業区分及び規模」	・世帯主の仕事のみを捉えるように変更 ・「(8)②企業規模」の区分を5区分から8区分に細分化	1、3
「(13)介護をしている状況」	廃止	1、5、6
「(14)要介護・要支援認定の状況」	個人単位から世帯単位に変更し、要介護・要支援の認定を受けている人の人数を把握	1、6
II 3か月以上不在の家族について	III 3か月以上不在の家族について	
「(15)家計を主に支える人」のうち氏名欄	廃止	1
III 子の住んでいる場所について	二	
「(17)子の住んでいる場所」	廃止	1、5
IV 被災に関する事項について	二	
「(18)過去5年間に罹災証明書を受けたことの有無」～「(21)被災による転居の有無」	廃止	1、5
V 単身世帯について	IV 単身世帯について	
「(22)単身世帯の形態」の選択肢「 <u>単身赴任</u> 」及び「 <u>出稼ぎ</u> 」	選択肢を「 <u>単身赴任・出稼ぎ</u> 」に統合	6
VI 現住居等に関する事項について	V 現住居等に関する事項について	
「(24)住居の延べ床面積」「(28)住居の敷地面積」を小数第一位まで記入	「(14)住居の延べ床面積」、「(18)住居の敷地面積」を整数値で記入	1
「(26)住居の所有関係」の選択肢「 <u>民営の賃貸住宅</u> 」及び「 <u>借間</u> 」	選択肢を「 <u>民営の賃貸住宅（借間を含む）</u> 」に統合	6
「(29)住居の建築時期」の選択肢「 <u>昭和40年以前</u> 」	・選択肢を「 <u>昭和45年以前（1970年以前）</u> 」に変更 ・選択肢に「 <u>2019年</u> 」を追加	2、6
「(30)住居への入居時期」	廃止	1、5
「(31)設備の有無（平成元年以降に取得したもの）」（システムキッチンなどの有無、数量、取得時期）	廃止	1、5
VII 現在住んでいる住居以外の住宅及び土地について	VI 現在住んでいる住居以外の住宅及び土地について	
「建築時期」欄の選択肢「 <u>昭和40年以前</u> 」	・選択肢を「 <u>昭和45年以前（1970年以前）</u> 」に変更 ・選択肢に「 <u>2019年</u> 」を追加	2、6
「住宅の延べ床面積」「現居住地以外の土地（住宅用）敷地面積」を小数第一位まで記入	整数値で記入	1
二	VII 毎月の家賃支払額, 毎月の住宅ローンの返済額について	

-	「(22) 月々支払っている家賃及び住宅ローン」を新設し、家賃の支払いの有無及び金額並びに住宅ローンの支払いの有無及び金額を把握	6
---	--	---

表3-3 調査事項の見直し（年収・貯蓄等調査票）

現行	変更（案）	変更理由
<b>I 年間収入について</b>	<b>I 年間収入について</b>	
-	「(7) 社会保障給付金（公的年金・恩給以外）」欄を追加	3、4
「(7) 企業年金・個人年金受取金」	「(8) 企業年金受取金」と「(9) 個人年金受取金」に分割	3、4
「その他の年間収入」	名称を自由記入できる枠を新設	2
「(9) 親族などからの仕送り金」	「II 仕送り金について」として分割・特掲	3、4
<b>II</b>	<b>II 仕送り金について</b>	
-	「I 年間収入について」から「(9) 親族などからの仕送り金」を分割し、「(1) 親族などから仕送りをしてもらった額」として把握	3、4
	「(2) 親族などに仕送りをした額」を新設	3、4
<b>II 貯蓄現在高について</b>	<b>III 貯蓄現在高について</b>	
「(1) ゆうちょ銀行 郵便貯金・簡易生命保険管理機構（旧日本郵政公社）」 「(2) 銀行 信用金庫・信用組合 農業協同組合 労働金庫 その他の金融機関」	「(1) 銀行（ゆうちょ銀行を含めず） 信用金庫・信用組合 農業協同組合、労働金庫などの金融機関」に統合	1、5
「(5) 株式・株式投資信託（時価）」 「(6) 債券（額面） 公社債投資信託（時価）」	「(4) 株式（時価）」、「(5) 債券（額面）」、「(6) 投資信託（時価）」に組替え	1、4
「(10) 上記(8)のうち外貨預金・外債・外国株式」	廃止	1、5

